

(証券コード5268)
2021年6月14日

株主各位

東京都中央区築地一丁目8番2号
旭コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 狩野 堅太郎

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお開催にあたり、当社では新型コロナウイルス感染防止の観点での総会運営を心掛けます。詳しくは裏面の記載をご参照願います。

新型コロナウイルス感染症については、感染力の高い変異株が全国的に蔓延し、収束が見通し難い状況です。外出自粛、「密」の回避は有効な感染防止対策です。株主の皆様におかれましては、できるだけ当日のご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただければと存じます。

書面によって議決権を行使されます場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区築地一丁目8番2号 当社4階会議室
3. 目的事項
報告事項 第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与金支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎前回より、ご出席の株主様へのお土産配布はとりやめといたしました。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-concrete.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染リスク軽減に向けて

－ 株主の皆様へのお願い / 当社の対応 －

○ はじめに

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態など諸事情をご勘案いただき、くれぐれもご無理はなさらないでください。
- ・高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、体調のすぐれない方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせられてはいかがでしょう。
- ・表紙の「招集ご通知」に記載いたしました通り、議決権は事前に書面でも行使することができますので是非ご利用ください。

○ 総会開催にあたっての当社対応について

- ・株主総会の運営係員は、マスクを着用させていただきます。議場におきましても、出席の役員、事務局は、全員マスクを着用したまま対応させていただきます。
- ・社会的距離を考慮し会場設営しますので、ご用意できる座席数は制限されますため、やむを得ず入場制限を行う場合があります。
通風確保のため、窓及び会場入口扉はある程度開けておく予定です。
- ・報告事項及び議案の説明は極力簡略化して、時間短縮を図ります。
- ・会場におきまして体調不良と見受けられる株主様には、運営係員がお声掛けする場合があります。

○ 当日ご来場される株主様へのお願い

- ・「密」状態の低減を図るうえで、円滑かつ効率的に議事を進めたいと存じます。株主の皆様のご理解、ご協力をお願いします。時間短縮の一環として、報告事項及び議案の説明を簡略化して行いますので、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願いいたします。
- ・会場におきましては、受付前に検温をさせていただきます。検温の結果37.5℃以上の体温がある株主様、体調不良と見受けられる株主様につきましては、株主総会へのご参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場に入場される際には、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いします。
- ・株主様相互の社会的距離確保のため、会場内では運営係員の誘導・指示に従っていただきますようお願いいたします。

以 上

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いて消費者心理や企業の事業環境に影響し、業種・業態毎の差異はありますが、経済活動には足止めが掛かった状態となりました。

当社の関連するコンクリート製品業界では、民間設備投資はコロナ禍での手控え感から冷え込み、一方、公共工事は堅調でしたが、受注を巡る競争は激化し、また製品納入先の工事が総じて遅れがちとなるなど、厳しい状況が続きました。

こうしたなか、当社は、製品販売活動において選別受注強化による利益率向上に取り組み、併せて、耐震性・止水性に優れた接着継手工法「TB（タッチボンド）工法」など、当社技術・工法の普及を図りました。

こうして取り組んでまいりましたが、当期は、売上高は84億1千7百万円と前期に比べ14.1%の減収となり、損益面でも、営業利益は5億8百万円と前期比10.6%、経常利益は5億7千4百万円と前期比2.6%の減益となりました。

これに特別利益として投資有価証券売却益5千8百万円、特別損失として固定資産除却損等1千6百万円を計上し、税金費用等2億5百万円を差し引きした結果、当期純利益は4億1千万円と前期に比べ7.4%の増益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【コンクリート関連事業】

コンクリート関連事業は、当期の受注高は81億9千4百万円（前期比18.9%減少）、売上高は83億6千6百万円（前期比14.2%減収）となりました。

- ①セメント二次製品部門は、受注高が42億3千8百万円、売上高は43億3千8百万円となりました。
- ②工事部門は、受注高が4億4千5百万円、売上高は4億2千3百万円となりました。
- ③その他の部門は、工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等で、売上高は36億4百万円となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、当社が保有するマンション等の賃貸収入で、売上高は5千万円となりました。

部門別の内容

部門別の売上内容を表にいたしますと、次のとおりであります。

期 別 部門別	第140期（前期）		第141期（当期）		前 期 比 増減(%)
	金 額(千円)	構成比率(%)	金 額(千円)	構成比率(%)	
コンクリート関連事業					
①セメント二次製品部門	4,653,988	47.5	4,338,677	51.6	△6.8
②工 事 部 門	410,798	4.2	423,148	5.0	3.0
③そ の 他 の 部 門	4,685,822	47.8	3,604,844	42.8	△23.1
計	9,750,609	99.5	8,366,670	99.4	△14.2
不 動 産 事 業	52,114	0.5	50,896	0.6	△2.3
合 計	9,802,723	100.0	8,417,567	100.0	△14.1

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（2）設備投資の状況

当期における設備投資の総額は2億5百万円であり、生産設備更新の主なものは関東工場製造ヤード改築工事（1千8百万円）であります。

（3）資金調達の状況

当期中において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

2021年度の日本経済は、コロナ禍の収束が見通し難しいことから、回復への道筋は遠く長いものになると思われます。

建設土木業界でも、官公需では一定の工事量確保が見込まれますが、住宅・オフィスビル等の民需には多くを望み得ず、少ないパイを巡っての受注獲得競争など難しい局面が続きます。

こうしたなか、当社は、新型コロナウイルス感染症への備えを万全なものとして事業への影響回避・極小化に努めつつ、販売・生産の両部門が一体となって、お客様の声に迅速かつ的確にお応えできる体制を構築してまいります。メーカーとして『技術』へのこだわりを持ち、新製品・新工法の開発と実用化に向け、また既存の製品・工法についても更なる品質向上、更なる効率化・多用途化を図るため、研究と技術開発に鋭意取り組みます。

営業部門では、受注に繋げる設計織込み活動に注力するとともに、工期短縮に資するプレキャスト化提案など現場のニーズに直結する営業を推進します。製造部門では、重点工場を中心に設備更新を進め、品質向上及び原価低減に弛まず取り組みます。

次代を担う人材の確保と育成、職場環境の改善・整備は、ともに事業活動の基盤となるものであり、着実に実行します。

収益性向上・経営体質強化に向けては、販管費の見直し・節減を聖域なく実施し、棚卸資産の削減を継続して進めてまいります。

株主の皆様には一層のご支援とご指導を心よりお願いする次第でございます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 138 期 (2017年度)	第 139 期 (2018年度)	第 140 期 (2019年度)	第 141 期 (2020年度) 当 期
売 上 高(千円)	11,019,498	10,256,106	9,802,723	8,417,567
経 常 利 益(千円)	635,089	485,928	589,570	574,001
当 期 純 利 益(千円)	411,450	311,940	381,837	410,099
1株当たり当期純利益(円)	31.29	23.73	29.04	31.19
総 資 産(千円)	14,717,866	15,259,208	14,035,801	14,144,485
純 資 産(千円)	9,683,148	9,728,589	9,636,161	10,180,584

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を第139期から適用しており、第138期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

コンクリート関連事業	
①セメント二次製品部門	PC・PRC・HTC・RCボックスカルバート、ヒューム管、コネクトホール、PC雨水貯溜槽アグア、新ボックス型アグア、共同溝、電線共同溝、各種フリューム、L型水路、テールアルメ擁壁、道路用製品、アサヒホームガレージ、耐震性防火水槽、貯水槽等
②工 事 部 門	ボックスカルバート等製品の敷設、TBコーキング工法の施工(補修等)
③そ の 他 の 部 門	工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等
不 動 産 事 業	当社が保有するマンション等の賃貸収入

(7) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本 社：東京都中央区築地一丁目8番2号

東部東北支社：東京都中央区築地一丁目8番2号

西部支社：京都府京都市右京区山ノ内池尻町6番地

営 業 所：東京、横浜、埼玉、北埼玉、千葉、茨城、仙台、京都
 阪神、神戸、和歌山、金沢、名古屋、滋賀、沖縄

工 場：関東、茨城、仙台、和歌山、滋賀、湖東、春日井、兵庫

(8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
211名	1名減	45.2歳	16.9年

(9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

13, 147, 368株

(自己株式85, 632株を除く)

(2) 株主数

842名

(3) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	39, 042 百株	29. 70 %
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	18, 028	13. 71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	7, 000	5. 32
柳 内 光 子	6, 973	5. 30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6, 450	4. 91
山 一 産 協 株 式 会 社	5, 023	3. 82
高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	5, 017	3. 82
日 本 コ ン ク リ ー ト 工 業 株 式 会 社	3, 000	2. 28
ケ イ コ ン 株 式 会 社	2, 950	2. 24
三 井 住 友 建 設 株 式 会 社	2, 900	2. 21

(注) 持株比率は自己株式(85, 632株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役特別顧問	柳 内 光 子		山一興産株式会社 代表取締役社長
取 締 役 会 長	清 水 和 久		
取 締 役 社 長	狩 野 堅太郎	代表取締役	
専 務 取 締 役	遠 藤 裕 邦	営業本部長	
常 務 取 締 役	澤 山 勝	生産本部長兼西部支社長	
取 締 役	坂 本 晴 穂	営業本部付部長	
取 締 役	塚 原 宏	総務部長	
取 締 役	馬 島 英 希	経理部長	
取 締 役	福 田 敏 裕		
取 締 役	小 玉 和 成		日本ヒューム株式会社 取締役常務執行役員 営業本部長
常 勤 監 査 役	浦 上 勝 治		
常 勤 監 査 役	山 中 直 喜		
監 査 役	曾 我 鉄 山		
監 査 役	川 瀬 一 雄		

- (注) 1. 取締役福田敏裕氏及び小玉和成氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役曾我鉄山氏及び川瀬一雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役福田敏裕氏及び監査役川瀬一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常勤監査役浦上勝治氏は、当社取締役社長として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役山中直喜氏は、当社常務取締役として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役曾我鉄山氏は、太平洋セメント株式会社建材事業部事業管理グループリーダーを務め、建材事業全般に精通し企業経営に関する相当程度の知識を有しております。
7. 監査役川瀬一雄氏は、公認会計士として豊富な知識、経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、社外取締役及び監査役の全員との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 数	報酬等の額		
		固 定	業績連動(賞与)	合計
取締役 (内社外取締役)	10名 (2名)	128,430千円 (5,880千円)	16,000千円 (500千円)	144,430千円 (6,380千円)
監査役 (内社外監査役)	4名 (2名)	32,760千円 (4,320千円)	—	32,760千円 (4,320千円)
合 計	14名 (4名)	161,190千円 (10,200千円)	16,000千円 (500千円)	177,190千円 (10,700千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、2021年6月29日開催の第141回定時株主総会に提出予定の「役員賞与金支給の件」が承認された場合に支給される役員賞与支給金、取締役10名に対して総額1,600万円（うち社外取締役2名に対し50万円）を記載しております。
3. 取締役の役員賞与支給金を除く報酬限度額は、1997年6月27日開催の第117回定時株主総会において、月額1,800万円以内と決議いただいております。当該決議のときの取締役の員数は14名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第114回定時株主総会において、月額300万円以内と決議いただいております。当該決議のときの監査役の員数は4名であります。
5. 当事業年度に係る取締役の報酬等は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に則って支給されていることを取締役会は確認しております。

② 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・取締役の報酬

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とし、取締役の報酬の構成は、固定報酬及び業績連動報酬(賞与)とすることを基本方針といたします。

個人別の固定報酬は月例とし、役位、職責、在任年数、業績等を考慮し、総合的に勘案して決定いたします。

業績連動報酬(賞与)は、当社の業績を表す指標（営業利益、経常利益、純利益等）を主体に、配当及び従業員の賞与水準等を勘案して決定します。なお、業績連動報酬(賞与)は、取締役会で定時株主総会の付議議案として審議し、定時株主総会で承認を得た後、一定の時期に支給いたします。

個人別の報酬については、取締役会の決議に基づき、業務を総理する代表取締役社長狩野堅太郎が、その具体的内容について委任を受けることとしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬(賞与)の評価・配分であります。なお、固定報酬と業績連動報酬(賞与)の割合は、特に定めないものとしております。

・監査役の報酬

その職務の独立性の観点から月例の固定報酬とし、監査役の協議によって決定いたします。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役小玉和成氏は、日本ヒューム株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏 名	取締役会出席回数 開催回数 11 回		監査役会出席回数 開催回数 11 回	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	福 田 敏 裕	11回	100 %	—	—
取締役	小 玉 和 成	9回	82 %	—	—
監査役	曾 我 鉄 山	11回	100 %	11回	100 %
監査役	川 瀬 一 雄	11回	100 %	11回	100 %

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

氏 名	発 言 状 況
取締役 福 田 敏 裕	公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、管理部門の事務合理化等で助言を戴いております。
取締役 小 玉 和 成	日本ヒューム株式会社の取締役常務執行役員営業本部長としての経験と知見に基づいて、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 曾 我 鉄 山	太平洋セメント株式会社で関係会社の経営に関わってこられた経験に基づき、取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
監査役 川 瀬 一 雄	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、会計監査人との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	20,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重大な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が議案の内容を決定し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案といたします。なお、その決定した理由を株主総会参考書類に記載します。

5 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社はいわゆる「内部統制システム」の構築の基本方針について以下のように定め、その内容について2020年5月14日の取締役会にて確認の決議がなされ、当事業年度末においても維持されております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を実現するための具体的な規程「コンプライアンス規程」及びそれに関連する「倫理規範」・「内部通報規程」・「インサイダー情報・取引管理規程」を遵守するよう、その周知徹底を図り、コンプライアンス経営を推進します。
- ・取締役はこれらの規程に適合する職務の執行となる行動を実践します。
- ・使用人に対してはこれらの規程の知識・意識の向上を図るべく担当役員（総務部長）が統制指導し、各部門に付随するコンプライアンスは各部門長が推進責任者として適正に実施します。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスク（自社において予見されるリスク）に応じた「リスク管理規程」及び「危機管理規程」により、担当役員（経理部長）が統制指導し、全社のリスク管理は担当役員が、各部門に付随するリスク管理は各部門長が、推進責任者として適正に実施します。
- ・経営に重大な影響を与えるリスク顕在化の場合には、対応策を定め問題の早期解決を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録・常務会議事録及び稟議書は「取締役会規程」・「常務会規程」及び「稟議規程」に従い作成し、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理します。その他重要な文書の作成、保存・管理も各種規程に従い同様に行います。
- ・取締役の意思決定を支援する体制の整備として重要な会議への付議事項を明確にし、また、付議資料や重要な決裁書類の標準化を進めています。
- ・「情報セキュリティ管理規程」により情報の重要性を評価し、情報資産を区分して管理します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務分担を取締役会で明確にし「職務規程」に基づき職務を適正に効率よく執行します。
- ・取締役会は、中期経営計画を具体化し、各部門の業務計画等の進捗状況及び施策の実施状況等を定期的にレビューします。
- ・取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守される体制を整えております。
 - i 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理とならないこと
 - v 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
- ・各取締役の執行状況は、取締役会にて三ヶ月に1回以上報告します。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置いています。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役スタッフの人事異動・評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとします。

⑦監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役へ帰属させています。
- ・監査役スタッフに調査権限・情報収集権限等を付与しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・常勤監査役は取締役会の他、常務会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっています。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する体制をとっています。
- ・その他監査役会との取り決めに従い、報告すべき必要事項が発生した場合には即刻報告します。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・報告者が不利な扱いを受けることがないよう社内規程が整備されています。

⑩監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 通常の監査費用は予算化しており、緊急の監査費用は前払いや償還を請求できることとしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役と代表取締役、監査役と会計監査人とのそれぞれの定期的な情報交換会の開催・提携が図れるようにしています。
- ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制、また、必要に応じて取締役等にそれらの説明を求めることができる体制をとっています。
- ・ 監査役の円満な監査活動が実施できるよう、その環境を整備します。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、前記業務の適正を確保するための体制等に関する基本方針に基づいて、適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりです。

- ①各取締役は「コンプライアンス規程」等を遵守し、コンプライアンス経営を推進しました。
- ②各事業所（使用人）から「法令等遵守体制」はコンプライアンスチェックリストで、「リスク管理体制」はリスク管理チェックリストで、それぞれセルフ・アセスメントによる評価書の提出がなされ、前者は担当役員（総務部長）が、後者は担当役員（経理部長）がそれぞれ統制指導し、その内容は社長へ報告されました。
- ③「取締役会議事録」、「稟議書」等は適切に作成され、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理しました。
- ④取締役会では、期初に経営指針に沿った経営計画を具体化し、期央で検証・修正し、それに基づく業務計画の進捗状況は定期的に報告されました。
- ⑤監査役の監査活動に関しては、各事業所の実地調査等を含め、適切な環境整備がなされた中で実施されました。

6 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりであります。

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は1923年の設立以降、コンクリート二次製品事業一筋で発展をしてまいりました。なかでも1966年に全国で初めてのコンクリート二次製品、PCボックスカルバートの開発により飛躍的な発展を遂げ、1975年2月にはABCグループ設立となり技術分権され、今日では日本PCボックスカルバート製品協会として全国で技術分権された企業が34社にも達し発展をしております。当社の今まで培ったボックスカルバートの技術は、PCボックスカルバート、PRCボックスカルバート、HTCボックスカルバートとなり、その周辺に関する技術開発、用途開発は多くの知的財産権を生み、近年では新しい工法として「TB（タッチボンド）工法」、「ECO-C・L（エコ・クリーンリフト）工法」を開発し、「TB（タッチボンド）工法」はTB（タッチボンド）工法研究会を発足させ、全国で急速に普及拡大をし企業発展につながっています。

日本列島は地震・台風・火山噴火など自然災害の脅威に常に晒されております。当社としては、これらへの備えとしての国土強靱化に寄与したいと念願し、今まで培った長年の経験に加え、永年蓄積された技術力、多くの知的財産権をフルに活用し、安全・安心な国土の整備に携わり、企業としての社会的責任を果たし、この分野で成長する活力ある企業を志向し邁進いたしてまいります。

当社は、2023年（第144期）に迎える創立100周年を輝かしいものとするため、組織力、販売力、技術力の迅速な強化を図り、安定した利益の確保と企業価値の向上に向け、その道程を描くべく、

中期経営3ヶ年計画 「Hop」・「Step」・「Jump」
を2020年に策定いたしました。

（経営方針）

- ◇企業の成長＝（技術＋品質＋コスト）×販売力。
- ◇CSR重視の経営を目指す。
- ◇安全・安心で良質な製品を提供する。
- ◇三位一体の改革改善にて、たえず活性化を図り継続的な利益を追求する。
- ◇「組織力」「技術力」の充実を図り、旭独自技術の入った商品開発を迅速化する。
- ◇仕事に対する“情熱”“執念”“熱意”“気力”を持ち、新しい仕事にチャレンジする。
- ◇“企業は数字なり”を基に成果は数字で表す。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は経営指針（企業理念、社是、社針）を基に地球環境を守り、社会の一員として企業の発展に取組み、顧客、株主、また地域社会及び従業員等多くの関係者各位のご期待、ご信頼に応える収益力及び業容の拡大による事業基盤の強化を図ります。

（企業理念）

◇「誠意をもって、社会の安全・安心な環境整備に貢献し、株主・従業員及び家族の幸せを追求する」

◇「最高の技術をもって社会に奉仕する」

（社是）「信用第一」

（社針）「質の伴った量の拡大」

- ・当社は、取締役会及び監査役会の設置会社であり、経営者のこれら取組みに対して、取締役会（監督）の強化、監査役会（監査）の強化により厳格に監視します。
- ・当社では、多数の投資家の皆様に長期的な当社への投資を継続して頂くため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために取り組んでまいります。

（3）会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、さらに同年6月27日開催の第139回定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます）を継続して導入しております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 本プランの有効期間

本プランは、2019年5月16日に開催された取締役会の決議をもって同日より発効し有効期間は3年間（2022年6月に開催予定の定時株主総会の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることといたします。但し有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものといたします。

(4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは

- ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③合理的な客観的発動要件の設定
- ④独立性の高い社外者の判断の重視
- ⑤株主意思を重視するものであること
- ⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

など会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(9,493,398)	流 動 負 債	(3,661,211)
現金及び預金	5,125,255	支払手形	573,874
受取手形	1,278,479	電子記録債務	979,513
電子記録債権	956,857	買掛金	693,324
売掛金	1,363,888	短期借入金	200,000
製品	658,366	1年内返済予定の長期借入金	800,000
原材料	30,100	リース債務	21,516
貯蔵品	40,695	未払金	19,170
前払費用	26,324	未払費用	45,872
短期貸付金	2,473	未払法人税等	124,564
未収入金	13,847	未払消費税等	46,236
貸倒引当金	△2,891	前受金	25,300
固 定 資 産	(4,651,086)	預り金	12,086
有形固定資産	(2,402,367)	賞与引当金	101,776
建物	190,745	役員賞与引当金	16,000
構築物	88,909	修繕引当金	1,977
機械及び装置	186,036	固 定 負 債	(302,688)
車両運搬具	12,176	リース債務	39,562
型枠	178,408	退職給付引当金	62,790
器具及び備品	17,976	繰延税金負債	138,296
土地	1,677,601	修繕引当金	16,481
リース資産	44,429	長期預り保証金	45,557
建設仮勘定	6,083	負 債 合 計	3,963,900
無形固定資産	(80,872)	(純資産の部)	
借地権	61,626	株 主 資 本	(9,765,658)
ソフトウェア	0	資本金	1,204,900
電話加入権	7,599	資本剰余金	(819,054)
リース資産	11,645	資本準備金	819,054
投資その他の資産	(2,167,847)	利 益 剰 余 金	(7,786,915)
投資有価証券	834,452	利益準備金	301,225
関係会社株式	1,123,335	その他利益剰余金	(7,485,690)
出資金	1,200	買換資産圧縮積立金	59,316
長期貸付金	6,854	別途積立金	4,700,000
前払年金費用	121,420	繰越利益剰余金	2,726,373
長期前払費用	5,849	自 己 株 式	△45,211
差入保証金	18,841	評価・換算差額等	(414,926)
その他	62,105	その他有価証券評価差額金	414,926
貸倒引当金	△6,211	純資産合計	10,180,584
資 産 合 計	14,144,485	負債及び純資産合計	14,144,485

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,417,567
売 上 原 価		6,943,048
売 上 総 利 益		1,474,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		966,368
営 業 利 益		508,151
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	254	
受 取 配 当 金	66,789	
そ の 他	21,379	88,424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,865	
そ の 他	9,709	22,574
経 常 利 益		574,001
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58,408	58,408
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,234	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1,550	16,784
税 引 前 当 期 純 利 益		615,624
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		194,840
法 人 税 等 調 整 額		10,684
当 期 純 利 益		410,099

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,204,900	819,054	819,054
事業年度中の変動額			
買換資産圧縮 積立金の取崩			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,204,900	819,054	819,054

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	301,225	62,003	4,700,000	2,484,504	7,547,732
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		△2,686		2,686	—
剰余金の配当				△170,916	△170,916
当 期 純 利 益				410,099	410,099
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△2,686	—	241,869	239,183
当 期 末 残 高	301,225	59,316	4,700,000	2,726,373	7,786,915

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△45,152	9,526,534	109,627	109,627	9,636,161
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△170,916			△170,916
当 期 純 利 益		410,099			410,099
自 己 株 式 の 取 得	△59	△59			△59
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			305,299	305,299	305,299
事業年度中の変動額合計	△59	239,124	305,299	305,299	544,423
当 期 末 残 高	△45,211	9,765,658	414,926	414,926	10,180,584

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま
す。

製品、原材料、……月別移動平均法による原価法
貯蔵品

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した （リース資産を除く） 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び車両運搬具 2年～9年

(2) 無 形 固 定 資 産……自社利用のソフトウェアについては、社内におけ （リース資産を除く） る利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し ております。

(3) リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については、貸倒実績率によっ ております。 また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

- | | |
|-------------------|---|
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (3) 役 員 賞 与 引 当 金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (4) 退 職 給 付 引 当 金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| (5) 修 繕 引 当 金 | 賃貸契約を締結している施設については、将来実施する修繕費支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |

4 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法 | 金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。 |
| (2) ヘ ッ ジ 手 段 と ヘ ッ ジ 対 象 | <p>ヘッジ手段 金利スワップ取引</p> <p>ヘッジ対象 借入金</p> |
| (3) ヘ ッ ジ 方 針 | 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う方針であり、投機目的の取引は行っておりません。 |
| (4) ヘ ッ ジ の 有 効 性 評 価 の 方 法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たすと判断されることをもって有効性の判定に代えております。 |

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に
会計処理 によっております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 138,296千円

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	60,596千円
機械及び装置	4,733千円
土 地	770,175千円
計	<u>835,506千円</u>

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	700,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額	3,827,215千円
------------------	-------------

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	45,236千円
--------	----------

短期金銭債務	43,797千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	162,919千円
-----	-----------

仕入高	69,800千円
-----	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数	普通株式	13,233,000株
----------------	------	-------------

2 自己株式の種類及び株式数	普通株式	85,632株
----------------	------	---------

3 事業年度中に行った剰余金の配当

(1) 基準日	2020年3月31日
---------	------------

(2) 効力発生日	2020年6月29日
-----------	------------

(3) 配当の総額	170,916千円
-----------	-----------

(4) 1株当たり配当額	13円00銭
--------------	--------

4 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2021年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおりの決議を予定しております。

(1) 基準日	2021年3月31日
---------	------------

(2) 効力発生日	2021年6月30日
-----------	------------

(3) 配当の総額	170,915千円
-----------	-----------

(4) 1株当たり配当額	13円00銭
--------------	--------

(5) 配当の原資	利益剰余金
-----------	-------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	15,337千円
有形固定資産	21,296千円
福利厚生費	15,670千円
賞与引当金	36,394千円
その他	24,318千円
繰延税金資産 小計	113,018千円
評価性引当額	△24,061千円
繰延税金資産 合計	88,956千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	26,178千円
その他有価証券評価差額金	183,122千円
その他	17,952千円
繰延税金負債 合計	227,253千円
繰延税金負債 純額	138,296千円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。長期借入金（1年内返済予定を含む）については、金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジの手段として利用し、金利を固定化しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、これらの借入金につきましては、流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	5,125,255千円	5,125,255千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金	3,613,072千円		
貸倒引当金（※2）	△2,891千円		
	3,610,181千円	3,610,181千円	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	833,952千円	833,952千円	—
(4) 関係会社株式	1,123,355千円	1,123,355千円	—
(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金	(2,246,412千円)	(2,246,412千円)	—
(6) 短期借入金	(200,000千円)	(200,000千円)	—
(7) 長期借入金（※3）	(800,000千円)	(800,000千円)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券及び(4) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種 類	会 社 等 の名称又は氏名	住 所	資本金又は出資金	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金 額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	山一 興産(株) (注) 3	千 葉 県 浦 安 市	50,000 千円	—	原材料の仕入	原 材 料 の 仕 入	45,393	支払手 形	18,016
								買掛金	5,667

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記の仕入取引における価格設定は、一般的な市場価格を基に決定しております。
3. 当社取締役柳内光子の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 744円34銭

1株当たり当期純利益 31円19銭

算定上の基礎

1	1株当たり純資産額	
	貸借対照表の純資産の部の合計額	10,180,584千円
	普通株式に係る純資産額	10,180,584千円
	差額の主な内訳	一千円
	普通株式の発行済株式数	13,233,000株
	普通株式の自己株式数	85,632株
	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	13,147,368株
2	1株当たり当期純利益	
	当期純利益	410,099千円
	普通株主に帰属しない金額	一千円
	普通株式に係る当期純利益	410,099千円
	普通株式の期中平均株式数	13,147,411株

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

旭コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 坂下 貴之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松原 寛 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭コンクリート工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

旭コンクリート工業株式会社 監査役会

常勤監査役	浦	上	勝	治	㊞
常勤監査役	山	中	直	喜	㊞
社外監査役	曾	我	鉄	山	㊞
社外監査役	川	瀬	一	雄	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第141期の期末配当につきましては、当社の配当に関する方針であります安定配当を継続することで、株主の皆様のご支援に対し感謝の意を表したく、以下のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13円 総額170,915,784円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	や な い み つ こ 柳 内 光 子 (1939年7月9日生)	1958年4月 内山甚一商店入社 1984年2月 山一興産株式会社代表取締役社長（現） 1986年11月 株式会社港北建材起業（現 株式会社山一コンクリート）代表取締役社長（現会長） 1995年5月 山一産協株式会社代表取締役社長（現） 2009年9月 飯田建材工業株式会社代表取締役会長（現） 2011年5月 内山コンクリート工業株式会社（旧 菱山コンクリート工業株式会社）代表取締役社長（現） 2013年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社取締役特別顧問 2020年10月 株式会社内山アドバンス代表取締役社長 現在に至る	697,300株
2	し み ず か ず ひ さ 清 水 和 久 (1955年5月7日生)	1979年4月 当社入社 2007年4月 当社技術部長 2009年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東部支社長 2015年4月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東部東北支社長兼海外及び新規開発事業戦略室長 2015年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役会長 現在に至る	14,700株
3	か の う けんたろう 狩 野 堅 太 郎 (1962年7月23日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社西部支社生産部次長兼生産課長兼技術部技術開発課長 2010年4月 当社技術・設計開発部次長兼西部駐在設計課長（第一課） 2015年6月 当社取締役技術・設計開発部長 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	7,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	えん どう ひろくに 遠 藤 裕 邦 (1955年10月 3 日生)	1980年 4 月 日本ヒューム管株式会社（現 日本ヒューム株式会社） 入社 2013年 6 月 同社取締役東京支社長 2015年 3 月 日本上下水道設計株式会社（現 株式会社NJS） 社外取締役 2015年 6 月 日本ヒューム株式会社取締役営業本部長 2016年 6 月 当社社外監査役 2017年 6 月 日本ヒューム株式会社常務取締役 2019年 6 月 当社専務取締役営業本部長 現在に至る	2, 600株
5	さわ やま まさる 澤 山 勝 (1965年 9 月 7 日生)	1988年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社滋賀工場長 2005年10月 当社湖東工場長 2015年 4 月 当社西部支社生産部次長兼湖東工場長 2015年 6 月 当社西部支社生産部長兼技術・設計開発部次長 2017年 6 月 当社取締役西部支社長 2019年 6 月 当社常務取締役生産本部長兼西部支社長 現在に至る	4, 000株
6	ま じ ま ひ で き 馬 島 英 希 (1972年 7 月29日生)	1996年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社経理部東部管財会計課長兼管理課長兼財務課長 2017年 4 月 当社経理部長代行兼東部管財担当部長代行 2019年 4 月 当社理事 経理部長兼東部管財担当部長 2019年 6 月 当社取締役経理部長 現在に至る	1, 500株
※ 7	の な か しゅうご 野 中 秀 午 (1966年 9 月26日生)	1989年 4 月 当社入社 2005年 5 月 当社和歌山営業所長 2015年 6 月 当社西部支社販売部次長兼阪神営業所長 2017年 4 月 当社西部支社販売部長 2021年 4 月 当社理事 西部支社販売部長 現在に至る	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
8	ふく だ とし ひろ 福 田 敏 裕 (1950年 6 月21日生)	1989年 3 月 福田公認会計士事務所開業 2001年 6 月 当社 会計監査人 2009年 6 月 当社 会計監査人 退任 2010年 6 月 当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)独立委員会委員 (現) 2017年 6 月 当社社外取締役 現在に至る	0 株
9	こ だ ま か ず し げ 小 玉 和 成 (1962年11月24日生)	1987年 4 月 日本ヒューム管株式会社 (現 日本ヒューム株式会社) 入社 2015年 6 月 同社執行役員札幌支社長 2017年 6 月 同社執行役員関東・東北支社長 2019年 6 月 同社取締役執行役員営業本部長 2019年 6 月 当社社外取締役 2020年 6 月 日本ヒューム株式会社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る	0 株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 当社と各候補者の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社と取締役候補者柳内光子氏が代表取締役社長を務める山一興産株式会社との間には原材料の仕入及びコンクリート製品の販売の取引関係があります。
4. 福田敏裕氏並びに小玉和成氏は社外取締役候補者であります。現在、両氏は当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって、福田敏裕氏は4年、小玉和成氏は2年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由と独立性並びに期待される役割について
候補者福田敏裕氏は、財務・税務面で実務経験に培われた知見を基に当社の経営に対して的確な助言をいただいております。福田敏裕氏については東京証券取引所に独立役員として届出ております。
候補者小玉和成氏は、日本ヒューム株式会社で営業本部長を勤めておられ、当社の関連するコンクリート製品業界での経験と知識を豊富にお持ちであるところから、当社事業への的確な助言をいただいております。
福田敏裕氏及び小玉和成氏が社外取締役に選任された場合には、ご専門、ご担当に係る事項はもとより、広く経営全般についてのご助言を戴けるものと期待しております。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の定めるところにより、社外取締役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。福田敏裕氏並びに小玉和成氏が社外取締役として選任され再任した場合は、現行当該契約は引き続きその効力を有することとなります。
7. 取締役候補者を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約の概要
当社は、会社役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、毎年7月1日付で更新しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役4名の内、山中直喜氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
やまなか なおき 山中直喜 (1954年8月20日生)	1977年4月 当社入社 2009年4月 当社西部支社生産部長 2012年4月 当社西部支社次長兼西部支社生産部長 兼滋賀工場長 2013年6月 当社取締役西部支社次長兼西部支社生産部長兼滋賀工場長 2015年6月 当社常務取締役東部東北支社長兼東部生産部長 2017年6月 当社常勤監査役 現在に至る	4,600株

- (注) 1. 当社と候補者の間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役との責任限定契約について
当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。山中直喜氏が監査役に選任され就任(重任)する場合には当該契約は継続する予定であります。
3. 監査役候補者を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、毎年7月1日付で更新しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠いた場合に備え、予め監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。当候補者については監査役の法定の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にのみや てるおき 二宮 照 興 (1960年6月3日生)	1987年4月 司法修習生（第41期） 1989年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 藤原義之法律事務所入所 1992年3月 丸市綜合法律事務所開設 2000年3月 博士（法学） 2013年6月 新興プランテック株式会社（現レイズネクスト株式会社） 社外取締役 2016年6月 同社 監査等委員兼任 2019年6月 株式会社東京エネシス 社外監査役（現） 2021年4月 第一東京弁護士会副会長（現） 現在に至る	0株

- (注) 1. 当社と候補者の間には特別の利害関係は有りません。
2. 二宮照興氏は社外監査役候補者であります。同氏は、レイズネクスト株式会社の社外取締役、株式会社東京エネシスの社外監査役を務めており、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断しており、主としてコンプライアンス等の視点より経営監視機能の充実が図れるものと期待しております。
3. 二宮照興氏が社外監査役に就任する場合には、東京証券取引所に独立役員として届ける予定です。
4. 当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。二宮照興氏が社外監査役に就任する場合にも当該契約を締結いたします。
5. 二宮照興氏が社外監査役に就任する場合には、会社役員賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を填補することとしております。

第5号議案 役員賞与金支給の件

当期末日の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し、総額1,600万円（うち社外取締役50万円）を支給いたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、業績指標（営業利益、経常利益、純利益等）を主体に、配当及び従業員の賞与水準等を勘案して算定しており、相当であります。また、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図



- ◆地下鉄有楽町線 新富町駅（1番出口）下車徒歩4分
- ◆地下鉄日比谷線 築地駅（入船橋出口）下車徒歩5分
- ◆築地警察署斜向い

◎前回から、株主総会にご出席の株主様へのお土産配布はとりやめといたしました。